

重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組について

1 目的

社会福祉法第 106 条の 3 では、市町村は、地域の実情に応じた施策の積極的な実施等を通じ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされ、第 106 条の 4 で、包括的な支援体制を整備するために重層的支援体制整備事業（以下「本事業」という。）を行うことができるとされている。

葛飾区においても、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を推進していくため、本事業の実施に向けて取り組んでいく。

2 事業の内容

本事業は、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項各号に定める「属性を問わない包括的な相談支援」、「地域資源を生かしながら社会との繋がりを回復する参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの取組を柱とし、それを効果的かつ円滑に実施するために、「多機関協働による支援」及び「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、一体的に実施するものである。そのため、実施にあたっては、上記対象事業及び関連事業についての整理・検討が必要である。

3 重層的支援体制整備事業実施計画について

社会福祉法第 106 条の 5 において、市町村は本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定するよう努めることとされており、葛飾区では、第 2 期葛飾区地域福祉計画に内包する形で、実施計画を策定することとする。

（1）実施計画の必須事項

厚生労働省の「重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン」で示す、実施計画に記載しなければならない事項は以下のとおり。（参考：墨田区重層的支援体制整備事業実施計画）

- ・相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態
- ・参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制（委託の有無を含む実施主体、配置人数など、どのような体制で設置するか等）
- ・重層的支援会議の実施方法
- ・支援関係機関間の連携に関する事項

（2）実施計画の事業について

実施計画において計画事業と定める事業は、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項各号の事業とし、各事業に対応する区の事業については、資料 4 - 2 のとおり。

今後、各事業について主管課への調査・ヒアリングを行い、実施計画の必須事項の内容を確認する。

4 重層的支援体制整備事業の予算について

(1) 財政措置

実施計画に定める事業は、国又は都補助金（重層的支援体制整備事業交付金）の対象となる。

この補助金は、高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野で行われている相談支援や地域づくりに関連する既存事業の補助金を一体化し、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな事業への補助を追加して一括で交付するものであり、交付にあたっては対象の事業を全て実施する必要がある。

なお、重層的支援体制整備事業への移行準備を行う自治体に対して、以下の取組についても国庫補助の対象となる。（以下のア、イは必須、ウ～オの取組は任意）

- ア 庁内外関係者・関係機関との連携体制構築の取組
- イ 多機関協働の取組
- ウ アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- エ 参加支援の取組
- オ その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

(2) 今後の予算関連作業

令和5年度は、「庁内外関係者・関係機関との連携体制構築の取組」、「多機関協働の取組」の実施による移行準備事業分の国庫補助金を申請する。

また、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業を整理した上で、令和6年度当初予算要求に向けて、本事業実施後の歳入・歳出予算の組立について、10月までに財政課及び事業所管課の各担当者と検討を行う。